

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 新潟県規則第7号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章、条及び号の表示に下線が引かれた章、条及び号（以下「移動後章等」という。）に対応する同表の改正前の欄中章、条及び号の表示に下線が引かれた章、条及び号（以下「移動章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条及び号の表示並びに追加章等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第6章（略） <u>第6章の2 引当金（第146条の2・第146条の3）</u> <u>第6章の3 報告セグメント（第146条の4）</u> 第7章・第8章（略） 附則  (取得価額) <b>第130条</b> 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。 (1) <u>購入又はファイナンス・リース取引（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。）第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引をいう。以下同じ。）によって取得したもの 購入又はファイナンス・リース取引に要した価額</u> (2)・(3)（略）  (償却の開始) <b>第142条</b> 減価償却は、固定資産を取得した翌年度から行うものとする。 <u>ただし、リース資産（府令第17条第1項に規定するリース資産をいう。）の減価償却は、取得の当月から行うものとする。</u>  第146条（略）  <b>第6章の2 引当金</b>  <u>(引当金の計上)</u> <b>第146条の2</b> <u>指定管理者（新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）第9条に規定する指定管理者をいう。）の退職給付費用として将来において負担すべきこととなる金額については、当該金額を退職給付負担引当金として予定貸借対照表等（府令第22条に規定する予</u>	目次 第1章～第6章（略）  <u>第6章の2 報告セグメント（第146条の2）</u> 第7章・第8章（略） 附則  (取得価額) <b>第130条</b> 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。 (1) 購入によって取得したもの 購入に要した価額 (2)・(3)（略）  (償却の開始) <b>第142条</b> 減価償却は、固定資産を取得した翌年度から行うものとする。  第146条（略）

定貸借対照表等をいう。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

(引当金の計上方法)

**第146条の3** 引当金の計上方法については、知事が別に定める。

### 第6章の3 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

**第146条の4** 報告セグメント(府令第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。)の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(整理事項)

**第152条** 福祉保健課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 引当金の計上

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

**第157条** (略)

**第157条の2** 契約のうち長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約に関しては、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第183条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「企業管理規程」とあるのは「規則」と、同条第3号中「病院局長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

別表第2(第24条関係)

基幹病院事業会計勘定科目  
(略)

負債

固定負債

款	項	目	節	備考
(略)	(略)			(略)
リース				(略)
債務				
引当金				
	退職給			

### 第6章の2 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

**第146条の2** 報告セグメント(地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。)の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(整理事項)

**第152条** 福祉保健課長は、毎事業年度末において決算整理事項として次の手続をしなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

**第157条** (略)

別表第2(第24条関係)

基幹病院事業会計勘定科目  
(略)

負債

固定負債

款	項	目	節	備考
(略)	(略)			(略)
リース				(略)
債務				

	付負担 引当金			
(略)				

(略)

収 益

款	項	目	節	備 考
病院事 業収益	(略)	(略)	(略)	(略)
	医業外 収益	(略)	(略)	(略)
		長期前 受金戻 入	(略)	府令第21条 第2項又は 第3項の規 定により償 却した長期 前受金の額 のうち医業 外収益とし て整理する もの
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

費 用

款	項	目	節	備 考
病院事 業費用	(略)	(略)	(略)	(略)
	医業外 費用	支払利 息及び 企業債 取扱諸 費	(略)	(略)
			長期借 入金利 息	(略)
			リース 債務利 息	
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)				

(略)

収 益

款	項	目	節	備 考
病院事 業収益	(略)	(略)	(略)	(略)
	医業外 収益	(略)	(略)	(略)
		長期前 受金戻 入	(略)	地方公営企 業法施行規 則(昭和27 年総理府令 第73号)第 21条第2項 又は第3項 の規定によ り償却した 長期前受金 の額のうち 医業外収益 として整理 するもの
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

費 用

款	項	目	節	備 考
病院事 業費用	(略)	(略)	(略)	(略)
	医業外 費用	支払利 息及び 企業債 取扱諸 費	(略)	(略)
			長期借 入金利 息	(略)
			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。